

個人所得課税 NISAの拡充等

1. 改正の概要

(1) 新・NISAの創設

- ・現行の一般NISAの投資期間終了にあわせ、新・NISAが創設される。
※NISAとは、個人投資家に対する税制優遇制度であり、NISAで受け入れられた株式・投資信託等の配当・譲渡益等は非課税とされる。
- ・新・NISAはリスクの低い投資信託などに対象を限定した最大年20万円の積立枠(①特定累積投資勘定(仮称))と、従来通り上場株式などにも投資できる最大年102万円の枠(②特定非課税管理勘定(仮称))の仕組みになり、原則として①特定累積投資勘定(仮称)に投資した場合のみ②特定非課税管理勘定(仮称)にも投資できる制度になる(例外として、上場株式のみへの投資の場合は、①特定累積投資勘定(仮称)への投資をせずに、②特定非課税管理勘定(仮称)への投資が可能となる。)

項目	現行(一般NISA)	新・NISA
対象者	居住者等	居住者等
非課税年間投資上限額	<非課税管理勘定> 120万円	<①特定累積投資勘定(仮称)> 20万円 <②特定非課税管理勘定(仮称)> 102万円
非課税期間	投資した年から最長5年間	投資した年から最長5年間
投資可能期間	2023年(令和5年)まで	2024年(令和6年)から2028年(令和10年)
投資可能商品(非課税対象)	上場株式、上場新株予約権付社債 公募株式投資信託、ETF、REITなど	<①特定累積投資勘定(仮称)> 公募等株式投資信託(注1) <②特定非課税管理勘定(仮称)> 上場株式等(注2、3)

(注1) 株式投資信託でその受益権が金融商品取引所に上場等がされているもの又はその設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたものに限る。

(注2) 整理銘柄として指定されているものその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定めるものその他一定のものを除く。

(注3) ①特定累積投資勘定(仮称)に投資をしない旨の届出を行い、②特定非課税管理勘定(仮称)の投資のみを行う者は、上場株式のみとされる。

(2) その他

- ・つみたてNISAの投資期間が2042年(令和24年)12月31日まで5年延長される。
- ・ジュニアNISAは2023年(令和5年)12月31日で終了することとし、その終了にあわせ、2024年(令和6年)1月1日以後は課税未成年者口座及び未成年者口座内の上場株式等及び金銭の全額について源泉徴収を行われずに払い出すことができることとされる。

2. 実務上の留意点

- ・つみたてNISAは新・NISAとの選択適用になる。

個人所得課税 NISAの拡充等

2. 実務上の留意点

- ・原則として、②特定非課税管理勘定(仮称)へ上場株式等の受け入れをするためには、①特定累積投資勘定(仮称)へ公募等株式投資信託の受益権を受け入れてから6月以内に上場株式等の受け入れを行う必要がある。
- ・2023年(令和5年)12月31日において2023年(令和5年)分の一般NISAを設定している居住者等については、2024年(令和6年)1月1日において、非課税口座に①特定累積投資勘定(仮称)及び②特定非課税管理勘定(仮称)が設けられる。
- ・①特定累積投資勘定(仮称)に受け入れた公募等株式投資信託の受益権については、当該勘定設定日の属する年の1月1日以後5年を経過した日の属する年分のつみたてNISAに、その公募等株式投資信託の受益権の取得の対価の額により移管することができる。

3. イメージ図

